

福岡都市圏流域連携基金による災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例施行規則（以下「施行規則」という。）第2条第1項第5号の規定に基づくその他支援が適当と認められる事業のうち、福岡都市圏共通の水源地域及び流域の市町村において自然災害が発生した場合に災害見舞金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象自治体)

第2条 災害見舞金を支給する対象市町村は、別表1のとおりとする。

(災害見舞金)

第3条 災害見舞金の金額は次の各号に定めるものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村
5万円以内
- (2) 前号の適用を受けた市町村が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の適用を受けた場合、または、受けることが確実と見込まれる場合は、前号の規定に関わらず20万円以内とする。
- 2 自然災害の発生により施行規則第2条第1項から第4号に掲げる事業の継続実施が困難になる等の被害の状況、福岡都市圏広域行政事業組合を組織する市町（以下「都市圏市町」という。）の災害見舞金の支給状況又は過去の災害見舞金の支給実績等を勘案し、福岡都市圏広域行政事業組合管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるときは、前項の災害見舞金の金額を予算の範囲内で増額することができる。
- 3 都市圏市町において、自然災害により甚大な被害が発生し復旧作業等が継続している場合は、災害見舞金の金額を減額又は支給しないことができる。
- 4 災害見舞金の支給は、市町村あたり同一年度中に1回限りとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(支給方法)

第4条 災害見舞金は、福岡都市圏広域行政事業組合事務局が災害発生後、速やかに該当市町村に持参することとする。

ただし、該当市町村が、支給方法を指定した場合を除く。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

別表 1

福岡県

久留米市

柳川市

朝倉市

八女市

筑後市

大川市

小郡市

うきは市

朝倉郡筑前町

東峰村

三井郡大刀洗町

三潁郡大木町

八女郡広川町

佐賀県

佐賀市

鳥栖市

神埼市

神埼郡吉野ヶ里町

三養基郡基山町

上峰町

みやき町

熊本県

阿蘇郡南小国町

小国町

大分県

日田市

玖珠郡九重町

玖珠町